路線名　東北中央自動車道相馬尾花沢線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
東根市大字荷口字土樋一〇一六番二から同市大字羽入字向野一一一番二まで	前	最大 五六 最小 二六	九六六
	後	最大 五六 最小 二六	

○国土交通省告示第六百三十七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用の区間	供用開始の期日
東北中央自動車道相馬尾花沢線	東根市大字荷口字土樋一〇一二番二から同市大字羽入字向野一一二二番二まで	平成二十九年六月二十一日六時

○国土交通省告示第六百三十八号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年六月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇七二号	岡崎　明彦	岡山県	平成二十九年六月九日	那覇水先区

○東北地方整備局告示第百七十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
青森県三戸郡南部町大字苫米地字神明下河原五九番一から同町大字苫米地字神明下河原六七番九まで	前	一二・〇〇～二一・八〇	〇・〇四八
	後	一二・〇〇～二一・八〇	〇・〇四八

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
山形県東置賜郡高畠町大字糠野目字仲町東二一四九番七から同町大字糠野目字東窪一六七一番一〇まで	前	一一・八一～二一・九八	〇〇・一八三
	後	一一・八一～二一・九八	〇〇・一八三
山形県東置賜郡高畠町大字糠野目字鎌塚台四二四一番二から同町大字上平柳字南内野二〇一四番三まで	前	六・〇三～一一・五一	〇〇・一五四
	後	六・二九～一一・五一	〇〇・一五四

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

北陸地方整備局長　中神　陽一

路線名	供用の区間	供用開始の期日	図面縦覧場所
百五十九号	金沢市神谷内町ヨ五二番一から同市神谷内町ヲ五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	平成二十九年六月二十日	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用の区間	供用開始の期日	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡北栄町国坂字梅雨溜二〇四七番から同町田井字灘浜四八三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	平成二十九年六月二十日	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

九州地方整備局長　小平田浩司

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十号	宮崎県児湯郡都農町大字川北字新別府一四三二番一から同町大字川北字新別府下原一九四九番一まで	九州地方整備局及び宮崎河川国道事務所

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日

平成二十九年六月二十一日